

第三期特定健康診査等実施計画

楽天健康保険組合

最終更新日：平成 30 年 03 月 29 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～平成35年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	加齢と共に一人当たり医療費および生活習慣病リスク保有者が増加している 望ましい生活習慣(食事・運動)が出来ていない人が多い	➔ 事業主と連携・協力のもと各保健事業を実施するため、事業主と健康課題や保健事業の運営上の課題などを共有し、解決方法を協議する環境を整備する
No.2	加齢と共に一人当たり医療費および生活習慣病リスク保有者が増加している 望ましい生活習慣(食事・運動)が出来ていない人が多い	➔ 加入者向けの情報提供ツール(ICT活用)により、個々人にあった健康情報を提供することで、健康意識を向上させる
No.3	生活習慣病医療費は課題である 健診リスクを保有している者も一定数存在する	➔ 特定健診の確実な受診により、生活習慣病リスク保有者を把握する
No.4	生活習慣病医療費は課題である 被扶養者においては健診受診率が低い	➔ 特定健診の確実な受診により、生活習慣病リスク保有者を把握する
No.5	働き盛り世代に一定数、がんの罹患が見られる 健診受診により早期発見・早期治療を行うことで予後が改善されるがんもあるので、適切な健診受診・精密検査受診が必要である	➔ がん検診項目の受診により、がんの早期発見・早期治療開始を促す
No.6	脳血管疾患は医療費単価が高くなる傾向にあり、その後の予後や生活にも大きな影響を及ぼす	➔ 脳検査の提供により、生活習慣改善を促す
No.7	歯科医療費の割合が大きい	➔ 歯科健診の受診および歯科の保険診療受診により、早期治療開始を促し重症化を予防する
No.8	インフルエンザの医療費は一定割合ある インフルエンザの集団感染による欠勤は、会社の生産性にも影響する	➔ インフルエンザ予防接種により、発病や発病後の重症化を予防する
No.9	生活習慣病医療費は課題である 健診リスクを保有している者も一定数存在する	➔ 一定の効果が確認されている特定保健指導を徹底し、今後状況を確認していく
No.10	生活習慣病医療費は課題である 高リスク者が一定数存在する（未受診の高リスク者もあり）	➔ リスクの高い者に対して、未受診者対策やコントロール不良対策を行う
No.11	生活習慣病医療費は課題である 加齢と共にリスク保有者は増加する 現在検査値リスクが低くても、生活習慣の改善が必要な者も存在する	➔ 各自の健診結果によるリスク保有状況に応じた情報提供を行い、ヘルスリテラシーを向上させ生活習慣の改善を促す インセンティブプログラムにより、各自の興味関心に応じた健康行動を促す
No.12	喫煙者が一定数存在する 女性喫煙率が全国平均に比べて高い傾向にある	➔ 事業主と連携し喫煙環境を削減することで喫煙率を低下させる
No.13	メンタル医療費が大きい	➔ メンタルカウンセリングの相談窓口を提供 疾病や外傷、育児介護などに対する対応方法や不安を解消する窓口を提供（セーフティネット）
No.14	後発医薬品の利用が十分とはいえない	➔ 後発医薬品の利用実態を分析し、自健保にあった後発医薬品促進策を検討する

基本的な考え方

1. 特定健康診査等の基本的な考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。
メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことが出来るため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業主と当健康保険組合は共同で健康診断の運用を行う。健診費用については、労働安全衛生法に規定の項目は事業主が負担し、組合は事業主へ労働安全衛生法に関わる健診データを提供する。保健指導においては当健康保険組合にて委託業者と契約し実施する。

3. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

個人情報の保護

当健康保険組合は、楽天健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。
当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
当健康保険組合のデータ保護管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健康保険組合の職員に限る。
外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページに掲載する。

その他

当健康保険組合に所属する職員に特定健康診査・特定保健指導等に関して、その目的、重要性を認識させるための研修に随時参加させる。